

平成30年3月22日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成29年(行コ)第125号 政務調査費等返還請求控訴事件 同年(行コ)第17
1号 同附帯控訴事件

(原審・神戸地方裁判所平成26年(行ウ)第57号)

口頭弁論終結日 平成29年12月15日

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

1 本件控訴に基づき、参加人加茂、参加人岩谷、参加人梶谷及び参加人三戸に関する部分を次のとおり変更する。

- (1) 控訴人は、参加人加茂に対し、6103円を支払うよう請求せよ。
- (2) 控訴人は、参加人岩谷に対し、380万5250円及びこれに対する平成26年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- (3) 控訴人は、参加人三戸に対し、235万2362円及びこれに対する平成26年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- (4) 被控訴人らの参加人加茂、参加人岩谷及び参加人三戸に関するその余の請求並びに参加人梶谷に関する請求をいずれも棄却する。

2 控訴人のその余の控訴及び被控訴人らの附帯控訴をいずれも棄却する。

3 訴訟費用は、第1、2審を通じて、各補助参加により生じた費用を除き、これを3分し、その1を控訴人の、その余を被控訴人らの各負担とし、参加人加茂の補助参加により生じた費用は参加人加茂の負担とし、参加人岩谷の補助参加により生じた費用は、これを3分し、その2を参加人岩谷の、

その余を被控訴人らの各負担とし、参加人梶谷の補助参加により生じた費用は、これを10分し、その1を参加人梶谷の、その余を被控訴人らの各負担とし、参加人原の補助参加により生じた費用は参加人原の負担とし、参加人水田の補助参加により生じた費用は、これを5分し、その2を参加人水田の、その余を被控訴人らの各負担とし、参加人三戸の補助参加により生じた費用は、これを2分し、その1を参加人三戸の、その余を被控訴人らの各負担とし、参加人栗原の補助参加により生じた費用は被控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴の趣旨

(1) 主位的控訴

ア(ア) 原判決主文1ないし4項及び6項を取り消す。

イ(イ) 上記取消しに係る被控訴人らの請求のうち、平成24年度政務調査費に関する訴えをいずれも却下し、その余の請求をいずれも棄却する。

イ(ア) 原判決主文5項を取り消す。

イ(イ) 上記取消しに係る被控訴人らの請求のうち、平成23年度政務調査費に関する訴えを却下し、その余の請求を棄却する。

ウ 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人らの負担とする。

(2) 予備的控訴

ア 原判決中、控訴人敗訴部分を取り消す。

イ 上記取消しに係る被控訴人らの請求をいずれも棄却する。

ウ 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人らの負担とする。

2 附帯控訴の趣旨

(1) 原判決主文2、3、5及び7項を次のとおり変更する。

(2) 控訴人は、参加人岩谷に対し、555万6500円及びこれに対する平成

26年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

(3) 控訴人は、参加人梶谷に対し、74万1475円及びこれに対する平成26年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

(4) 控訴人は、参加人水田に対し、750万円及びこれに対する平成26年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

(5) 控訴人は、参加人栗原に対し、12万円及びこれに対する平成26年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

(6) 訴訟費用は、各補助参加により生じた費用を除き、第1、2審とも控訴人の負担とし、各補助参加により生じた費用は、第1、2審とも各参加人の負担とする。

第2 事案の概要

1 兵庫県（以下「県」という。）の住民である被控訴人らは、県議会議員（以下「議員」という。）であった参加人らが平成23年度から平成25年度までに県から交付を受けた政務調査費又は政務活動費（以下「政務活動費等」という。）を違法に支出したため、県は参加人らに対してその支出額に相当する金員の損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を有しているにもかかわらず、その行使を怠っている旨主張して、地方自治法（以下「法」という。）242条の2第1項4号に基づき、県の執行機関である控訴人に対し、参加人らに上記支出額に相当する金員（参加人加茂につき148万5000円、参加人岩谷につき555万6500円、参加人梶谷につき74万1475円、参加人原につき299万8000円、参加人水田につき750万円、参加人三戸につき512万7800円、参加人栗原につき12万円）及びこれに対する平成26年5月1日（平成25年度の政務活動費に係る収支報告書の提出期限の翌日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を請求するよう求

めた。

原審は、被控訴人らの請求を、参加人加茂に対し148万5000円（平成26年5月1日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を含む。以下同じ。）を、参加人岩谷に対し434万5250円を、参加人梶谷に対し5万3000円を、参加人原に対し299万8000円を、参加人水田に対し326万9286円を、参加人三戸に対し268万2362円を、それぞれ支払うよう請求することを求める限度で認容し、その余を棄却した。

そこで、控訴人は、敗訴部分を不服として控訴を提起し、被控訴人らは、敗訴部分（参加人三戸に関する部分を除く。）を不服として附帯控訴を提起した。

2 関係法令等の定め、前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、原判決を次のとおり補正し、後記3として「当審における当事者の補充主張」を付加するほか、原判決の「事実及び理由」第2の2から4まで、第3及び第4（原判決3頁12行目から15頁12行目まで）記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決3頁13行目で引用する別紙2-1「関係法令等の定め」を次のとおり補正する。

ア 原判決63頁別表第1の広報費の項の右欄の「広報誌」を「広報紙」に改める。

イ 原判決63頁別表第2の研修費の項の右欄の「講演会」を「講演会等」に改める。

ウ 原判決64頁別表第2の広報費の項の右欄の「広報誌」を「広報紙」に改める。

エ 原判決65頁別表1の左欄の「項目」を「経費」に改める。

オ 原判決65頁別表1の調査研究費の項の右欄の「地方行財政」を「地方行財政等」に改める。

カ 原判決65頁別表1の研修費の項の右欄中1の「講演会」を「講演会

- 等」に改める。
- キ 原判決65頁別表1の会議費の項の右欄の「住民相談会」を「住民相談会等」に改める。
- ク 原判決66頁別表2の左欄の「項目」を「経費」に改める。
- ケ 原判決66頁別表第2の調査研究費の項の右欄の「地方行財政」を「地方行財政等」に改める。
- コ 原判決66頁別表第2の会議費の項の右欄の「住民相談会」を「住民相談会等」に改める。
- サ 原判決67頁5行目の「政務活動」を「政務活動費」に改める。
- (2) 原判決10頁3行目の「返納決定」を「戻入決定」に改める。
- (3) 原判決14頁25行目で引用する別紙3-2「争点2（参加人加茂関係）に係る当事者の主張」中、原判決74頁19行目の「加茂忍クラブ新聞」を「加茂忍俱楽部新聞」に改める。
- (4) 原判決15頁1行目で引用する別紙4-2「争点3（参加人岩谷関係）に係る当事者の主張」を次のとおり補正する。
- ア 原判決83頁11行目の「本件活動報告書」を「本件報告書」に改める。
- イ 原判決86頁3行目及び87頁5行目の「65～67」を「64～67」にいずれも改める。
- (5) 原判決15頁3行目で引用する別紙5-2「争点4（参加人梶谷関係）に係る当事者の主張」中、原判決97頁2行目から3行目にかけての「支払っている」を「支払ったと主張している」に改める。
- (6) 原判決15頁7行目で引用する別紙7-2「争点6（参加人水田関係）に係る当事者の主張」を次のとおり補正する。
- ア 原判決102頁6行目の「本件政務調査費等」を「本件政活費等」に改める。
- イ 原判決103頁22行目の「平成25年度収支報告書」を「平成26年度収支報告書」に改める。
- ウ 原判決105頁20行目及び106頁7行目の「政務調査費等」を「政務活動費等」にいずれも改める。
- エ 原判決107頁15行目の「831万円」を「約831万円」に改める。
- オ 原判決107頁16行目の「895万円」を「約895万円」に改める。
- (7) 原判決15頁9行目で引用する別紙8-2「争点7（参加人三戸関係）に係る当事者の主張」を次のとおり補正する。
- ア 原判決112頁3行目の「印刷費用の支出の有無」を「「広報費」又は「広報広聴費」該当性」に改める。
- イ 原判決113頁12行目の「49万5000円を」の次に「政務調査費から支出し」を加える。
- ウ 原判決113頁13行目の「36万円を」の次に「政務活動費から」を加える。
- エ 原判決113頁14行目の「株式会社ディサービスうららか」を「株式会社ディサービスセンターうららか」に改める。
- オ 原判決113頁23行目の「政務調査費等」を「政務活動費等」に改める。
- (8) 原判決15頁11行目で引用する別紙9-2「争点8（参加人栗原関係）に係る当事者の主張」中、原判決118頁5行目の「郵便切手及び印紙壳渡証明書」を「郵便切手類及び印紙壳渡証明書」に改める。
- ### 3 当審における当事者の補充主張
- (1) 本案前の争点
- ア 争点1-1（監査請求期間の経過の有無）について
【控訴人】
原判決は、本件監査請求の対象である怠る事実の監査を遂げるには財務会計上の行為の違法性を検討する必要性がないとして、上記事実は監査請

求期間の制限を受けないというべきである旨脱示するが、本件事案においては、参加人らにより使途基準に反する支出が行われたことから当然に県に損害賠償請求権又は不当利得返還請求権が発生するものではなく、戻入決定が違法である場合に初めて県に損害・損失が発生するものであるから、上記脱示は誤りである。

また、政務活動費等の支出に関する資料の保存期限は收支報告書の提出期限から5年間とされている（兵庫県政務活動費の交付に関する条例11条1項）ところ、損害賠償請求権や不当利得返還請求権の消滅時効期間との関係から、本件のような監査請求が期間制限の対象にならないことになってしまえば、資料の保存期限を経過してから監査請求が行われて、議員や会派が使途の説明を求められることが起こり得ることになり、議員や会派に過大な負担を課すことになることからしても、本件監査請求は監査請求期間の制限を受けるとするのが正当である。

イ 争点1－2（監査請求前置の有無）について

【控訴人】

原判決は、本件監査請求の監査請求書中参加人三戸に関する部分につき、平成25年度分は例示として挙げているにすぎず、その余の年度の分も含めて参加人三戸が行った支出の全体が違法又は不正であるとして監査請求を行っていると解することができると脱示する。しかし、被控訴人らは、切手の繰越しについては会計年度独立の原則に反し違法であると主張しており、会計年度の違いを明確に意識しているところ、上記部分には平成25年度の支出しか記載されておらず、同年度以外の支出も対象としていることを示唆する記載は存在しないこと、被控訴人らは、本件監査請求の監査請求書において、他の参加人らについて複数年度の支出を監査請求の対象にする場合にはその旨を明示していることに照らすと、被控訴人らは上記部分につき同年度分の支出だけに限定して監査請求の対象としていると

解するのが自然である。

(2) 本案の争点

ア 争点2～8（本案の争点）に共通する事項について 【控訴人】

（ア）判断の枠組み（広報の対象）

政務活動費等は議員一人当たり50万円と定められており、それを会派と議員でどのように配分するかは会派ごとに自由に設定できることから、議員の活動を議員個人としての活動と会派としての活動に截然と区別しなければならないものではない。

兵庫県議会基本条例17条2項には「議員及び会派は、それぞれの議会活動に關して積極的な広報に努めるものとする。」と規定されており、議員及び会派においても議会としての広報とは別に積極的に広報を行うことが求められているから、議員の議会での活動内容を広報することに政務活動費等を支出することは何ら制限されるものではない。

（イ）使用年度

政務活動費等の支出が政務活動の準備行為や前提となる行為のために行われることは切手の購入に限られるものではなく、年度末の時点で未使用的ものが残るのも切手に限られるものではないことは、コピー用紙、ガソリン、広報誌等の例からも明らかであって、切手についてだけ、年度末に未使用的ものが残っているとの理由のみで返還の対象とするのは失当である。

原判決は切手の換金可能性を指摘するが、実際に換金が行われていることを認定しているわけではなく、次年度に実際に切手が使用されなければ返還を求める必要はないし、切手が使用されたかを問うまでもなく、次年度以降に切手を使用すること自体が許されないとするのとは政務活動費等に関する法的規制としては行き過ぎである。

仮に、切手を次年度に使用することが違法であり、損害賠償請求の対象になり得るとしても、損害賠償請求権が発生するには賠償義務者に故意又は過失が存在することが必要であるところ、当時の手引では、切手を翌年度以降に使用することを制限する旨の記載はなく、切手の購入時期を問題とするだけであり、収支報告の際に切手の使用状況・未使用分の有無を報告することも求められていなかったから、参加人らにおいて次年度に使用することが可能であると考えたことはやむを得ず、過失があったとすることはできない。

不当利得返還請求権が成立するためには、返還義務者に利益が現存していることが必要であるところ、年度末の時点で未使用の切手が存在したとしても、当該切手が次年度以降に広報誌等の郵送のために使用されれば、使用された時期が次年度以降になったとしても、利益は現存しないことになる。

イ 参加人加茂関係

争点2－1（「人件費」該当性）について

【控訴人】

参加人加茂は、原判決において、平成25年度に交付を受けた政務活動費のうち148万5000円を政務活動費に充てることのできない支出に充てたと認定されたが、県に対し、平成29年6月22日に上記148万5000円を納付し、これに対する平成26年6月1日から平成29年6月22日まで年5分の割合による遅延損害金22万7428円のうち、2万6818円を同年7月5日に、610円を同年9月7日にそれぞれ納付した。したがって、県は、現時点において、参加人加茂に対し、損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を有していない。

【被控訴人ら】

参加人加茂が行った上記148万5000円（遅延損害金を含む。）の

支払は、任意の給付とは認められないから、この事実を考慮することなく判決すべきである。

ウ 参加人岩谷関係

(ア) 争点3－1（「広報費」又は「広報広聴費」該当性）について 【被控訴人ら】

原判決は、本件報告書を県民に対して送付することは、県民の県政（教育行政）に関する意思を形成することを促すという参加人岩谷の政務活動等であり、本件報告書の記載の内容からすれば、本件報告書の紙面に占める政務活動等に係る記事の割合は85%を下回ることはないと認定するが、本件報告書は自民党議員団文教部会が作成した同会派の活動報告書であって、参加人岩谷が文教部会教育再生プロジェクトチームの委員であったとしても、参加人岩谷個人が会派活動の中でどのような活動を行ったかについては一切触れられていない以上、あくまでも同会派の活動報告書であって、参加人岩谷の活動報告書ではない。

したがって、本件報告書の送付は会派の政務活動等であるから、その費用は会派に交付された政務活動費等から支出されるべきであって、議員個人の政務活動費等から支出されるべきではない。

(イ) 争点3－2（翌年度以降の切手使用の可否等）について 【参加人岩谷】

購入した切手を翌年度以降に使用できることについては、前記ア(イ)の控訴人の主張のとおりである。

エ 参加人梶谷関係

(ア) 争点4－1（「広報広聴費」該当性）について 【被控訴人ら】

原判決は、県民の県政に関する意思の形成に資する議会活動及び県政に関する政策等の広報（その内容は、当該議員個人が取り組んでいる活

動に限られず、自己の所属する会派が取り組んでいる活動、議会の活動一般及び県政の一般的な課題等をも含む。）を目的とした議員としての活動に要する経費であれば、改正後条例にいう広報広聴費に当たるとした上で、梶谷報告を県民に対して送付することは、県民の県政に関する意思を形成することを促すという参加人梶谷の政務活動等であり、梶谷報告の紙面に占める政務活動等に係る記事の割合は95%を下回ることないと認定する。しかし、政務活動費の趣旨・目的は、あくまでも議会の審議能力の強化、政策立案機能、監視機能を向上させるために、調査活動基盤の充実を図ることであり、会派及び議員を名宛人とし、議員の政務活動を対象として交付されるものであるから、会派及び議員の「調査研究に資する活動」の目的を離れ、広く議員活動一般や議会の広報活動にまで支出が認められるものではない。議会の活動一般や県政の一般的な課題の広報についても同様である。

(イ) 争点4-2（翌年度以降の切手使用の可否等）について

【控訴人】

参加人梶谷は、原判決において、平成24年度に交付を受けた政務調査費のうち5万3000円を政務調査費に充てることのできない支出に充てたと認定されたが、県に対し、平成29年6月8日に上記5万3000円を納付し、これに対する平成25年6月1日から平成29年6月8日まで年5分の割合による遅延損害金1万0665円のうち、1万0643円を同月16日に、22円を同年9月6日にそれぞれ納付した。したがって、県は、現時点において、参加人梶谷に対し、損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を有していない。

【参加人梶谷】

原判決中参加人梶谷の敗訴部分5万3000円については、参加人梶谷が控訴人に対し遅延損害金を含めて全額支払った。

【被控訴人ら】

参加人梶谷が上記5万3000円（遅延損害金を含む。）の支払を行ったことは認めるが、これは任意の給付とは認められないから、この事実を考慮することなく判決すべきである。

オ 参加人水田関係

(ア) 争点6-4（翌年度以降の切手使用の可否等）について

【被控訴人ら】

原判決は、参加人水田は①平成23年度政調費で購入した240万円分の郵便切手については同年度内に使用せず、②平成24年度政調費で購入した280万円分の郵便切手については同年度内にその全額を使用し、③平成25年度政活費で購入した230万円分の郵便切手については同年度内に143万0714円分を使用したが残りの86万9286円分を使用しなかった旨認定するが、参加人水田は①平成23年度政調費で購入した240万円分の郵便切手については同年度内に使用せず、②平成24年度政調費で購入した280万円分の郵便切手については同年度内に51万8736円分を使用したが残りの228万1264円分を使用せず、③平成25年度政活費で購入した230万円分の郵便切手については同年度内に使用しなかったものである。

したがって、参加人水田は、県に対し、損害賠償又は不当利得として合計698万1264円の支払義務を負うというべきである。

【参加人水田】

被控訴人らが主張する上記計算方法は、会計年度ごとに精算をしておらず、自らが主張する会計年度独立の原則の趣旨に適わないといわざるを得ない。

参加人水田は、議会事務局に年度を越えて切手を使用することについて問題がないことを確認していたものであり、控訴人が参加人水田に対

し、使用を許した切手購入費用に相当する金員を支払うよう請求することは禁反言の原則に反し、信義則上許されるものではないというべきである。

(イ) 争点 6-5（関係法人への支出の適否）について

【被控訴人ら】

原判決は、参加人水田が本件政活費等を飾磨海運に対して支払う切手の購入費用に充てたことは公序良俗に反して無効とはいえない旨脱示するが、参加人水田が代表取締役を務める飾磨海運が取得した手数料収入は平成23年度から平成25年度までの間に合計98万0396円に上っており、決して僅少とはいはず、同社の利益との比較で単純に決せられるものではないこと、参加人水田がその議員事務所と近接した郵便局で切手を購入することは容易であり、あえて飾磨海運から購入する必要は皆無であったことからすれば、参加人水田が交付を受けた政務活動費等を飾磨海運からの切手の購入費用に充てたことは、社会通念に照らして著しく不相当であるから、参加人水田は、平成23年度から平成25年度までの間に飾磨海運に対して支払う切手の購入費用に充てた750万円の全額を、県に返還すべきである。

カ 参加人三戸関係

(ア) 争点 7-1（「広報費」又は「広報広聴費」該当性）について

【参加人三戸】

原判決は、APプランは参加人三戸から支払われた金額と下請業者に支払った金額の差額に相当する利益を得るために設立されたことが事実上推認されるとし、上記差額分について「広報費」又は「広報広聴費」に当たらない旨脱示するが、APプランが得ていた利益は、出版・印刷・同関連産業の中小企業の一般的利益水準から乖離したものではなく、ましてや法外なものでは全くないのであって、APプランが取得した金

額の「広報費」又は「広報広聴費」該当性を否定する理由は全くないというべきである。

また、参加人三戸の唯一の事務員であった田辺は、週2回程度のパートタイマーとして、うららか社の事務の仕事をする傍ら、参加人三戸の事務員としての仕事をしていたものにすぎなかったから、参加人三戸がAPプランに対し、県政報告書の①文章構成、②デザイン、③印刷業者への発注、④ポスティングといった一連の煩雑な業務を一括して委託したことには十分な合理性が認められ、その業務の対価として、適正な利益水準の報酬が支払われるべきである。

(イ) 争点 7-2（「調査研究費」該当性）について

【参加人三戸】

原判決は、うららか社は、専ら参加人三戸から支払われた賃料に相当する利益を受けるため、参加人三戸に対して本件車両を賃貸したことが事実上推認される旨脱示するが、うららか社は、トヨタファイナンス株式会社に対し、本件車両に関するローンを毎月10万6890円支払っており（G個25），参加人三戸との間の自動車賃貸借契約書（G個2,8）に基づき支払を受ける毎月9万円と比較すれば赤字となっているから、上記脱示は見当はずれである。

自動車リース料に適用する案分率については手引に定められているが、各自において個別に合理的に説明できる場合に当たらないからこそ、共通案分率の適用対象となるのであり、原判決のように、議員が共通案分率を適用して処理している使途項目について、その案分の対象となった政務活動の詳細を主張・立証するよう求めるのは、共通案分率が設けられた趣旨に反するし、議員に対して不可能ないし過大な負担を強いるものであって不当である。

本件車両はハイオクタンガソリン仕様であるが、参加人三戸は、本件

車両にハイオクタンガソリンとレギュラーガソリンの双方を購入使用し、そのほかにもう1台の車両を政務活動に使用し、レギュラーガソリンを購入使用していたものであるから、レギュラーガソリンの購入が多いことをもって本件車両が政務活動に使用されなかったということはできない。

【被控訴人ら】

本件車両が政務活動に使用されたことの裏付けはない。本件車両にレギュラーガソリンが使用されたとしても、そのことが上記の裏付けとなるものではない。しかも、参加人三戸は他にも1台政務活動に使用した自動車があったというのであるから、本件車両のリースを受ける必要がない。

キ 参加人栗原関係（争点8）

【被控訴人ら】

山下は、本件証明書（乙H8）の枚数欄に「40」、金額欄に「2000」とそれぞれ記入していたが、参加人栗原は、後日、上記「40」の数字の前に「2」を、後に「0」をそれぞれ加えて「2400」とし、上記「2000」の数字の前に「1」を、後に「0」をそれぞれ加えて「120,000」としたものである。参加人栗原は、本件証明書を変造することにより政務調査費12万円を詐取したというべきである。

【参加人栗原】

山下は、本件証明書（乙H8）の枚数欄に「1400」、金額欄に「70,000」とそれぞれ記入していたが、参加人栗原に対する壳渡枚数が1000枚追加されたため、上記「1400」の「1」を「2」に、上記「70,000」を「120,000」にそれぞれ書き直したものである。

第3 当裁判所の判断

1 争点1（本案前の争点）に対する判断

(1) 争点1－1（監査請求期間の経過の有無）について

原判決を次のとおり補正するほか、原判決の「事実及び理由」第5の1(1)（原判決15頁16行目から16頁26行目まで）記載のとおりであるから、これを引用する。

ア 原判決15頁22行目、16頁2行目から3行目にかけて及び22行目の「法242条1項」を「法242条2項」にいずれも改める。

イ 原判決16頁10行目及び13行目の「政務調査費等」を「政務活動費等」にいずれも改める。

ウ 原判決16頁11行目から12行目にかけての「返納の決定」を「戻入決定」に改める。

エ 原判決16頁16行目及び21行目の「返納決定」を「戻入決定」にいずれも改める。

オ 原判決16頁25行目の「不当利得返還請求権」の次に「の行使」を加える。

カ 原判決16頁26行目の次に改行して次のとおり加える。

「エ 控訴人は、本件事案においては、参加人らにより使途基準に反する支出が行われたことから当然に県に損害賠償請求権又は不当利得返還請求権が発生するものではなく、戻入決定が違法である場合に初めて県に損害・損失が発生するものであるから、上記説示は誤りである旨主張するが、政務活動費等の交付を受けた議員がそれを使途基準に沿わない使途に充てた場合、その時点で県に損害又は損失が発生するものであり、戻入決定の違法性の判断を必ず行わなければならないものではないから、採用することができない。

また、控訴人は、政務活動費等の支出に関する資料の保存期限が収支報告書の提出期限から5年間とされていることを指摘し、監査請求への対応に関し、議員や会派に過大な負担が生じる可能性がある旨主張するが、法

242条2項に関する解釈が条例に規定された上記保存期限の存在によって左右されるものではないというべきである。」

(2) 争点1－2（監査請求前置の有無）について

原判決を次のとおり補正するほか、原判決の「事実及び理由」第5の1(2)（原判決17頁2行目から20頁10行目まで）記載のとおりであるから、これを引用する。

ア 原判決18頁8行目の「領収書」の次に「（県政報告書印刷代等）」を加える。

イ 原判決18頁11行目の「平成23」から13行目の「26年2月25日まで」を「平成25年8月25日から平成26年3月26日まで」に改める。

ウ 原判決19頁13行目及び14行目を「前記イのとおり、前記監査請求書において、参加人三戸の問題となる支出として具体的に指摘されているのは平成25年度における支出である。」に改める。

エ 原判決20頁10行目の次に改行して次のとおり加える。

「オ 控訴人は、前記監査請求書中参加人三戸に関する部分には平成25年度の支出しか記載されておらず、同年度以外の支出も対象としていることを示唆する記載は存在しないこと、前記監査請求書において、他の参加人について複数年度の支出を監査請求の対象にする場合にはその旨を明示していることに照らすと、被控訴人らは上記部分につき同年度分の支出だけに限定して監査請求の対象としていると解するのが自然であるなどと主張し、前記ウの説示を非難する。

しかし、上記部分の記載からすると、前記イ(ア)a（前記監査請求書中の①及び②）が参加人三戸に関する監査請求（APプラン及びうららか社関係）の主旨であって、これを受け、当時調査の結果明らかになっていた事実を記載したのが前記イ(ア)bからdまで（前記監査請求書中の③から

⑥まで）と読み取れるから、上記部分に平成25年度以外の支出も対象としていることを明示する記載がないことや前記監査請求書中の他の参加人ら関係の記載部分を考慮しても、上記主張は採用することができないといふべきである。」

(3) 争点1の小括（本件訴えの適法性）

したがって、本件訴えは、適法な監査請求前置を経たものであって、適法である。

2 本案の争点に対する判断の枠組み

原判決を次のとおり補正するほか、原判決の「事実及び理由」第5の2（原判決20頁15行目から23頁18行目まで）記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決21頁13行目の「研修費、」の次に「会議費、」を加える。

(2) 原判決22頁2行目の「使徒」を「使途」に改める。

(3) 原判決23頁1行目の「書類」を「証拠書類の写し」に改める。

3 争点2（参加人加茂関係）に対する判断

原判決25頁11行目の次に改行して次のとおり加えるほか、原判決の「事実及び理由」第5の3（原判決23頁20行目から25頁11行目まで）記載のとおりであるから、これを引用する。

「(3) 参加人加茂の弁済

証拠（乙A12から14まで）及び弁論の全趣旨によれば、参加人加茂は、県に対し、平成29年6月22日に平成25年度政活費の返還金として148万5000円を納付し、これに対する平成26年6月1日から平成29年6月22日まで年5分の割合による遅延損害金として、22万6818円を同年7月5日に、610円を同年9月7日にそれぞれ納付したことを認めることができる。そして、参加人加茂による上記納付が任意の弁済であることを疑わせる事情は認められず、その他上記弁済の効力を否定すべき事由はな

い。

そうすると、県の参加人加茂に対する平成25年度政活費に係る148万5000円の損害賠償又は不当利得返還の請求権は上記弁済により消滅したことになるが、148万5000円に対する平成26年5月1日（被控訴人が控訴人に對し参加人加茂に請求するよう求める遅延損害金の始期であり、条例上、残余がある場合これに相当する額を速やかに返還しなければならないとされていることに照らし、その遅延損害金は同日以前に発生しているというべきである。）から平成29年6月22日まで年5分の割合による遅延損害金は23万3531円であり、その残金は6103円となるから、県は、参加人加茂に6103円を支払うよう請求すべきことになる。」

4 争点3（参加人岩谷関係）に対する判断

（1）争点3－1（「広報費」又は「広報広聴費」該当性）について

原判決を次のとおり補正するほか、原判決の「事実及び理由」第5の4(1)（原判決25頁14行目から27頁15行目まで）記載のとおりであるから、これを引用する。

ア 原判決25頁21行目の「政務調査費等」を「政務活動費等」に改める。

イ 原判決26頁21行目から22行目にかけて及び27頁14行目の「242万5000円」を「242万2500円」にいずれも改める。

ウ 原判決27頁2行目の「調査・検討」を「調査研究・検討」に改める。

エ 原判決27頁15行目の次に改行して次のとおり加える。

「オ 被控訴人らは、本件報告書には参加人岩谷個人が会派活動の中でどのような活動を行ったかについては一切触れられていない以上、本件報告書は自民党議員団の活動報告書であって、参加人岩谷の活動報告書ではないから、その費用は会派に交付された政務活動費等から支出されるべきであつて、議員個人の政務活動費等から支出されるべきではない旨主張する。

しかし、議員は会派に所属することによって単独では行い得ない議会活

動に幅広く参加することができるものであつて、会派に所属する議員の活動を議員個人のものと会派としてのものとに常に截然と区別できるものではない。参加人岩谷個人の行った活動につき明示的な記載がないからといって、本件報告書を参加人岩谷とは無関係なものということはできず、むしろ、参加人岩谷は、上記プロジェクトチームの委員であったのであるから、本件報告書の送付費用の一部を参加人岩谷の政務活動等の費用と認めることに問題はないというべきである。」

（2）争点3－2（翌年度以降の切手使用の可否等）について

原判決を次のとおり補正するほか、原判決の「事実及び理由」第5の4(2)（原判決27頁17行目から29頁18行目まで）記載のとおりであるから、これを引用する。

ア 原判決28頁14行目の末尾に続けて「加えて、郵便切手は、郵便物に貼付するほか、料金別納郵便の支払に充てができることからしても、その前払的性質を有することが明らかである。」を加える。

イ 原判決29頁13行目の「政務調査費等」を「政務活動費等」に改める。

ウ 原判決29頁18行目の次に改行して次のとおり加える。

「カ 控訴人は、年度末の時点で未使用のものが残る場合があるのは、コピー用紙、ガソリン、広報誌等の例からも明らかであつて、切手についてだけ、年度末に未使用のものが残っているとの理由のみで返還の対象とするのは失当である旨主張するが、控訴人指摘の物品も本来的には当該年度内に政務活動等のために費消されるべきものであつて、仮にそれらが現実的には控訴人主張のとおりの処理がされているとしても、そのことをもって上記オの判断が左右されるものではない。また、控訴人は、次年度に実際に切手が使用されれば返還を求める必要はなく、次年度以降に切手を使用すること自体が許されないとするには政務活動費等に関する法的規制としては行き過ぎであるとも主張するが、前記ウで説示したとおり、県におい

ては、当該年度に交付された政務活動費等は、当該年度に生じた必要な経費にのみ充てることが予定されているというべきであって、任期中の政務活動等であれば、政務活動費等が交付された年度にかかわらず充当することができるとの規律になっているものではないから、採用することができない。

控訴人は、当時の手引では、切手を翌年度以降に使用することを制限する旨の記載はなく、切手の購入時期を問題とするだけであり、収支報告の際に切手の使用状況・未使用分の有無を報告することも求められていなかったから、参加人らにおいて次年度に使用することが可能であると考えたことはやむを得ず、過失があったとすることはできない旨主張するが、不当利得の成立については過失を要するものではないし、また、当時の手引の内容が上記のとおりであったとしても、前記ウで脱示したところに照らし、議員が切手の次年度使用の問題性を認識することが不可能であったとは認め難く、過失を否定することはできないから、採用することができない。また、控訴人は、年度末の時点で未使用の切手が存在したとしても、当該切手が次年度以降に広報誌等の郵送のために使用されていれば、使用された時期が次年度以降になったとしても、利益は現存しないことになる旨主張するが、年度末の時点で未使用の切手を次年度以降に使用することは違法であり、次年度以降の郵送には当該年度の政務活動費等が充てられるべきであるから、次年度以降の切手の使用によって利益が現存しないことになると解することはできないというべきである。」

(3) 争点3-3（「人件費」該当性）について

原判決を次のとおり補正するほか、原判決の「事実及び理由」第5の4(3)（原判決29頁20行目から30頁21行目まで）記載のとおりであるから、これを引用する。

ア 原判決30頁17行目の「そうすると、」の次に「本件勤務表によつて

は、」を加える。

イ 原判決30頁19行目から21行目までを次のとおりに改める。

「ウ しかし、証拠（B個8、9の1から3まで、10、参加人岩谷）及び弁論の全趣旨によれば、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間、参加人岩谷の事務所には、平日には少なくとも中村及び今田のどちらかが出勤し、午前9時から午後5時までの間勤務（休憩時間を含む。）して、政務活動の補助事務等に従事していたことを認めることができる。もっとも、上記事務員が政務活動の補助事務に従事していた具体的な時間は明らかでない。」

エ そうすると、参加人岩谷による上記7名に係る人件費の支出のうち、使途基準に適合するものとして是認し得るのは、中村及び今田にそれぞれ支給されていた月額9万円の給与（B個3の1・2）のうち一人分の2分の1（活動割合が不明確な場合の共通案分率（甲4））である月額4万5000円のみであり、他の支出は、使途基準に適合しないものであることが事実上推認され、これを覆すに足りる的確な証拠はない。」

(4) 小括

したがって、中村及び今田はいずれも参加人岩谷の親族ではない（参加人岩谷）から、その余の点（争点3-4・親族人件費の適否）について判断するまでもなく、参加人岩谷は、県に対し、損害賠償又は不当利得返還として、①平成24年度政調費から充当した広報費（岩谷29、30番分）に相当する121万1250円及び②平成25年度政活費から充当した人件費（岩谷33番～102番分）に相当する313万4000円から54万円（4万5000円×12月）を控除した259万4000円の合計380万5250円を支払う義務を負う。

そして、参加人岩谷は、平成24年度政調費及び平成25年度政活費に関し、上記の外に、県に対し、損害賠償又は不当利得返還の義務を負わない。

5 争点4（参加人梶谷）に対する判断

原判決を次のとおり補正するほか、原判決の「事実及び理由」第5の5（原判決31頁7行目から33頁19行目まで）記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決32頁17行目の次に改行して次のとおり加える。

「オ 被控訴人らは、政務活動費の趣旨・目的は、あくまでも議会の審議能力の強化、政策立案機能、監視機能を向上させるために、調査活動基盤の充実を図ることであり、会派及び議員を名宛人として、議員の政務活動を対象として交付されるものであるから、会派及び議員の「調査研究に資する活動」の目的を離れ、広く議員活動一般や議会の広報活動にまで支出が認められるものではないなどと主張するが、会派に属する議員の議員活動の在り方が前記4(1)のとおりであることに照らすと、政務活動費の趣旨・目的をそのように狭く解することは相当でないから、採用することができない。」

(2) 原判決33頁5行目の「上記4(2)イ」を「上記4(2)ウ」に改める。

(3) 原判決33頁13行目の「このこと」を「政務活動費が上記購入費用の一部に充当されたこと」に改める。

(4) 原判決33頁19行目の次に改行して次のとおり加える。

「(4) 参加人梶谷の弁済

証拠（乙C8から10まで）及び弁論の全趣旨によれば、参加人梶谷は、県に対し、平成29年6月8日に平成24年度政調費の返還金として5万3000円を納付し、これに対する平成25年6月1日から平成29年6月8日まで年5分の割合による遅延損害金として、1万0643円を同月16日に、22円を同年9月6日にそれぞれ納付したことを認めることができる。そして、参加人梶谷による上記納付が任意の弁済であることを疑わせる事情は認められず、その他上記弁済の効力を否定すべき事由はない。

そうすると、県の参加人梶谷に対する平成24年度政調費に係る5万3000円の損害賠償又は不当利得返還の請求権は上記弁済により消滅したことになるが、5万3000円に対する平成26年5月1日（被控訴人らが控訴人に対し参加人梶谷に請求するよう求める遅延損害金の始期）から平成29年6月8日まで年5分の割合による遅延損害金は8233円であるから、上記期間に対する遅延損害金の請求権も消滅したことになる。」

6 争点5（参加人原関係）に対する判断

原判決を次のとおり補正するほか、原判決の「事実及び理由」第5の6（原判決33頁21行目から35頁25行目まで）記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決34頁13行目から14行目にかけての「有価証券としての性質を有し、」を削除する。

(2) 原判決34頁20行目の「政務調査費等」を「政務活動費等」に改める。

(3) 原判決35頁25行目の次に改行して次のとおり加える。

「(5) 証拠（D個7の1・2）及び弁論の全趣旨によれば、参加人原は、料金別納郵便を発送するに当たり、平成26年8月27日に148万2765円分の切手を、同年9月26日に15万5800円分の切手をそれぞれ使用していることが認められるが、仮に上記各切手の購入に原2番分の155万800円が充てられているとしても、平成25年度中に使用されたものではないから、上記(3)の判断を覆すものではなく、他に上記判断を覆すに足りる証拠はない。」

7 争点6（参加人水田関係）に対する判断

(1) 争点6-1（切手購入費用への支出の有無）及び争点6-2（切手使用の有無）について

原判決を次のとおり補正するほか、原判決の「事実及び理由」第5の7の(1)及び(2)（原判決36頁1行目から24行目まで）記載のとおりであるから、

これを引用する。

- ア 原判決36頁2行目の「E個1～40」を「E個1～44」に改める。
- イ 原判決36頁15行目の「E個4～40」を「E個4～44」に改める。
- ウ 原判決36頁23行目の「政務調査費等」を「政務活動費等」に改める。

(2) 争点6－4（翌年度以降の切手使用の可否等）について

原判決を次のとおり補正するほか、原判決の「事実及び理由」第5の7(3)（原判決36頁26行目から37頁21行目まで）記載のとおりであるから、これを引用する。

- ア 原判決37頁5行目の「上記4(2)イ」を「上記4(2)ウ」に改める。
- イ 原判決37頁12行目の「同年度内にその全額を使用したこと」を「同年度内にその全額に相当する県政報告紙の郵送が行われていること」に改める。

ウ 原判決37頁15行目から16行目にかけての「143万0714円分を使用したが残りの86万9286円分を使用しなかったこと」を「143万0714円分に相当する県政報告紙の郵送が行われているが残りの86万9286円分に相当する使用がなかったこと」に改める。

エ 原判決37頁21行目の次に改行して次のとおり加える。

「エ 参加人水田は、議会事務局に年度を越えて切手を使用することについて問題がないことを確認していたものであり、控訴人が参加人水田に対し、使用を許した切手購入費用に相当する金員を支払うよう請求することは禁反言の原則に反し、信義則上許されるものではない旨主張するが、仮に上記確認の事実があったとしても、参加人水田において切手の次年度使用の問題性を認識することが不可能であったとまでは認め難い上、切手の次年度使用は公金支出の適否の問題であるから、控訴人の参加人水田に対する上記請求につき、上記主張の信義則を適用するのは相当でないというべきである。」

オ 被控訴人らは、参加人水田は①平成23年度政調費で購入した240万円分の郵便切手については同年度内に使用せず、②平成24年度政調費で購入した280万円分の郵便切手については同年度内に51万8736円分を使用したが残りの228万1264円分を使用せず、③平成25年度政活費で購入した230万円分の郵便切手については同年度内に使用しなかったものであるから、県に対し、損害賠償又は不当利得として合計69万1264円の支払義務を負うというべきである旨主張する。

しかし、前記4(2)ウで認定したとおり、政務活動費等は年度単位で交付され、その年度において交付を受けた金額から必要な経費に充てるべき金額を控除して残余がある場合には、当該残余の額に相当する額を返還しなければならないのであるから、使途基準に適合しない支出の存否については、年度ごとに判断されるべきである。そして、前記イのとおり、平成24年度については280万円分の郵便切手全額につき、平成25年度については230万円分の郵便切手の一部である143万0714円分につき、それぞれ使途基準に適合することを肯定し得る事情が認められるから、上記主張は採用することができない。」

(3) 争点6－3（「広報費」又は「広報広聴費」該当性）について

原判決の「事実及び理由」第5の7(4)（原判決37頁23行目から39頁3行目まで）記載のとおりであるから、これを引用する。

(4) 争点6－5（関係法人への支出の適否）について

原判決を次のとおり補正するほか、原判決の「事実及び理由」第5の7(5)（原判決39頁5行目から40頁18行目まで）記載のとおりであるから、これを引用する。

ア 原判決40頁6行目の「手数料収入を得たこと」の次に「、⑤ 平成23年度から平成25年度までの間、飾磨海運の切手販売額中の参加人水田の購入額の割合は3分の1ないし2分の1程度であったこと」を加える。

イ 原判決40頁16行目から18行目までを次のとおりに改める。

「エ 以上によれば、参加人水田が本件政活費等を飾磨海運に対して支払う切手の購入費用に充てたことをもって、使途基準に適合しないとはいえないから、前記アの主張は採用することができない。」

ウ 原判決40頁18行目の次に改行して次のとおり加える。

「オ 被控訴人らは、参加人水田が代表取締役を務める飾磨海運が取得した手数料収入は平成23年度から平成25年度までの間に合計98万0396円に上っており、決して僅少とはいせず、同社の利益との比較で単純に決せられるものではないこと、参加人水田がその議員事務所と近接した郵便局で切手を購入することは容易であり、あえて飾磨海運から購入する必要は皆無であったことからすれば、参加人水田が交付を受けた政務活動費等を飾磨海運からの切手の購入費用に充てたことは、社会通念に照らして著しく不相当である旨主張する。

しかし、上記ウで認定した⑤の事実によれば、参加人水田が飾磨海運から切手を購入することにより発生した同社の手数料は98万0396円の一部であり、同社の事業全体の利益と対比して相当小さいものである上、参加人水田が上記手数料収入を同社に得させるために殊更同社から切手を購入したといい得る事情は認め難いから、上記主張は採用することができない。」

(5) 小括

原判決の「事実及び理由」第5の7(6)(原判決40頁20行目から26行目まで)記載のとおりであるから、これを引用する。

8 爭点7(参加人三戸関係)に対する判断

(1) 認定事実

原判決を次のとおり補正するほか、原判決の「事実及び理由」第5の8(1)(原判決41頁3行目から45頁6行目まで)記載のとおりであるから、こ

れを引用する。

ア 原判決41頁17行目の「下請先に外注をしていた。」を「参加人三戸からの紹介を受けて従前同参加人が発注していた業者をそのまま下請先として外注していた。」に改める。

イ 原判決41頁19行目の末尾に続けて「三木は、参加人三戸の政治家としての活動内容をよく理解していたことから、多忙な同参加人からの依頼を受けて県政報告書の制作を補助し、文章の構成、デザイン業者への発注、ポスティングの依頼や投函の確認などの作業を行った。」を加える。

ウ 原判決44頁11行目括弧内の末尾に「14, 25」を加える。

エ 原判決44頁14行目の「レクサス。」の次に「初度登録平成23年1月、総排気量3.45リットル、幌型、」を加える。

オ 原判決44頁20行目の「ディーラーから」の次に「ローン(第1回10万7457円、第2回以降10万6890円、60回払いの支払総額641万3967円)を組んで」を加える。

カ 原判決44頁24行目の括弧内の末尾に「、12の1~4, 13, 22, 26~28, 29の1~4」を加える。

キ 原判決45頁6行目の次に改行して次のとおり加える。

「(ウ) 参加人三戸は、事務員一人をパートタイムで雇用し、週2回程度(当初は月数回程度)本件事務室で勤務させていた。」

(2) 爭点7-1(「広報費」又は「広報広聴費」該当性)について

原判決を次のとおり補正するほか、原判決の「事実及び理由」第5の8(2)(原判決45頁8行目から47頁11行目まで)記載のとおりであるから、これを引用する。

ア 原判決45頁22行目の「専門の下請業者」を「参加人三戸から紹介された従前からの発注業者等」に改める。

イ 原判決45頁26行目の「上記認定事実によれば、」の次に「APラ

ンの印刷事業は、専ら参加人三戸の県政報告に係る印刷等の業務を受注し、
参加人三戸から支払われた金額と下請業者に支払った金額の差額に相当する利益を得ることを目的とするものではないかともみられ、」を加える。

ウ 原判決46頁4行目の「設立された」を「開始された事業である」に改める。

エ 原判決46頁6行目から8行目までを次のとおりに改める。

「もっとも、前記認定事実によれば、参加人三戸は、多忙でその補助者もパートタイムで週2日程度勤務する事務員1名がいたにすぎなかったところ、自身の政治家としての活動内容を三木がよく理解していたため、前記の依頼をし、これに応じて三木は、文章構成を行った上で、デザイン業者、印刷業者、ポスティング業者への依頼等を行っていたものではある。しかし、APプランの事業とは、専ら参加人三戸からの依頼を受け、従前の発注先に発注したにとどまるものであり、元請けとしての事業実態を備えたものとは到底認められないから、これをもって広告、印刷業を営んでいたと認めるに足りないものといわざるをえない。また、上記に際して文章構成その他に一定の労力を費やしているとしても、それは本来人件費に該当するものであり、労務と対価の関係も明確でない。したがって、上記事情をもってしてもAPプランに対する支出に関する前記推認が覆されるということはできない。」

オ 原判決47頁1行目の「平成24年政調費」を「平成24年度政調費」に改める。

カ 原判決47頁3行目の「金額が」の次に「参加人三戸主張の合計132万8870円であることを裏付ける証拠がなく、」を加える。

キ 原判決47頁6行目の「67万3334」の次に「円」を加える。

(3) 争点7-2（「調査研究費」該当性）について

原判決を次のとおり補正するほか、原判決の「事実及び理由」第5の8(3)

(原判決47頁13行目から48頁20行目まで)記載のとおりであるから、これを引用する。

ア 原判決47頁24行目の「認定事実エ及びオ」を「認定事実ア、エ及びオ」に改める。

イ 原判決48頁4行目の「④」の次に「本件車両は大排気量の幌型（いわゆるオープンカー）であること、⑤」を加える。

ウ 原判決48頁6行目の「認められる。」の次に「また、弁論の全趣旨によれば、⑥ 参加人三戸は、本件車両のほかにも本件車両よりも燃料タンク容量の小さい自動車1台を政務活動に利用していたことが認められる。」を加える。

エ 原判決48頁7行目から16行目までを次のとおりに改める。

「上記認定事実によれば、そもそも、他の車両に加えて本件車両が政務活動のために必要であったのか疑問が大きい上、さらに、うららか社は「自動車の販売及びリース」を事業の目的として登記しているものの、反復継続して同事業を営む実体はないから、リース事業者とは認められないところ、手引では、自動車リース料の留意事項として「自動車リースを業とする会社との契約であり、…」とされている（甲4）から、これに適合しないし、また、本件車両のような大排気量のオープンカーというものが手引にある「リース車の選定に際しては、政務活動にふさわしい車種とし、誤解を受けることのないようにすることが望ましい。」とされている（甲4）ことに適合するかも疑わしいものといわざるを得ない。

参加人三戸は、うららか社は本件車両のローンを毎月10万円支払う一方で、リース料は9万円であるから、赤字であるからうららか社の利益を図ったものでないことは明らかである旨主張し、同事実については前記のとおり認められるものの、本件車両の取得費用、支払ローン、処分費用を通じた収支は全く明らかにされていないのであって、毎月の収支のみから

論するのは相当でない。

以上によると、本件車両については、必要性に疑いがある上、リース事業者とは認められないうららか社からリースを受ける合理的根拠に欠け、その支出も手引に沿わないものであって、使途基準に適合しないものと推認されるというべきである。」

(4) 争点 7-3（「事務費」該当性）について

原判決49頁7行目から50頁17行目までを次のとおりに改めるほか、原判決の「事実及び理由」第5の8(4)（原判決48頁22行目から50頁17行目まで）記載のとおりであるから、これを引用する。

「ウ そして、証拠（G個7、12の1から4まで、13、22、26から28まで、29の1から4まで、証人住所）及び弁論の全趣旨によれば、参加人三戸は、平成23年6月頃から平成26年2月4日に正式な事務所を設立するまでの間、本件事務室を間借りして、議員活動の拠点として使用しており、事務所利用料として毎月3万円をうららか社に支払っていたこと、参加人三戸は、事務員を一人パートタイムで雇用し、週2回程度（当初は月数回程度）本件事務室で勤務させていたことを認めることができる。

被控訴人らは、本件事務室に設置された機器の種類や管理体制等から、参加人三戸が政務活動のために本件事務室を使用（共用）することはあり得ない旨主張するが、参加人三戸は事務員の使用も限定的であって、パソコン1台、プリンター1台及び電話・ファックス1台だけでは議員活動が十分には行えないとは必ずしもいえない上、単なる事務室であるからセキュリティの点から本件事務室のうららか社との共用があり得ないとはいはず、他に上記認定を左右するに足りる事情は見いだし難い。

エ 上記ウの事実によれば、その使用の範囲や頻度からみて月3万円という額も相当と認められるから、本件事務室の利用料（三戸30～52番分）は、交付規程及び改正後条例にいう「事務費」に当たるといえる。本件事

務室の政務活動での使用割合が明らかでない点については、共通案分率を用いて上記利用料の2分の1が平成24年度政調費及び平成25年度政活費から支出されているから、これらの支出をもって改正前条例又は改正後条例の使途基準に適合しないとはいえないというべきである。」

(5) 小括

以上によれば、参加人三戸は、県に対し、損害賠償又は不当利得返還として、①平成24年度政調費及び平成25年度政活費から支出した広報費又は広報広聴費（三戸1～10番分）の一部に相当する149万7362円、②平成24年度政調費及び平成25年度政活費から支出した調査研究費（車両リース代・三戸11～29番分）に相当する85万5000円を支払う義務を負う。

そして、参加人三戸は、平成24年度政調費及び平成25年度政活費に關し、上記の外に、県に対し、損害賠償又は不当利得返還の義務を負わない。

9 争点8（参加人栗原関係）に対する判断

原判決を次のとおり補正するほか、原判決の「事実及び理由」第5の9（原判決51頁4行目から54頁4行目まで）記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決51頁13行目の「郵便切手及び印紙壳渡証明書」を「郵便切手類及び印紙壳渡証明書」に改める。
- (2) 原判決52頁26行目の「1000枚」を「1100枚」に改める。
- (3) 原判決53頁24行目の次に改行して次のとおり加える。

「オ 被控訴人らは、本件証明書（乙H8）の枚数欄に「40」、金額欄に「2000」と、山下がそれぞれ記入していたところ、後日、参加人栗原が、上記「40」の数字の前に「2」を、後に「0」をそれぞれ加えて「2400」とし、上記「2000」の数字の前に「1」を、後に「0」をそれぞれ加えて「120,000」としたものである旨主張する。」

しかし、証拠（甲H1, 3, 4, 乙H8, 証人山下）によれば、複数の「0」を続けて書く場合に末尾の「0」を他の「0」より大きく書くのが山下の筆跡の特徴であると認められるところ、本件証明書の枚数欄の「2400」及び金額欄の「120,000」には上記特徴が顕れており、それぞれ山下が記入したものとみるのが自然であるから、上記主張は採用することができない。」

第4 結論

以上によれば、被控訴人らの請求は、控訴人に対し、参加人加茂に6103円、参加人岩谷に380万5250円及びこれに対する平成26年5月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金、参加人原に299万8000円及びこれに対する同日から支払済みまで上記割合による遅延損害金、参加人水田に326万9286円及びこれに対する同日から支払済みまで上記割合による遅延損害金、参加人三戸に235万2362円及びこれに対する同日から支払済みまで上記割合による遅延損害金の各支払を請求することを求める限度で理由があり、その余は理由がない。

よって、上記と一部異なる原判決を本件控訴に基づき変更し、控訴人のその余の控訴及び被控訴人らの附帯控訴はいずれも理由がないからこれらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第1民事部

裁判長裁判官 佐 村 浩 之

裁判官 大 野 正 男

裁判官 武 宮 英 子

(別紙)

当事者目録

神戸市中央区下山手通五丁目10番1号

控訴人兼附帯被控訴人（以下「控訴人」という。）

兵庫県議会事務局長

林省吾

同訴訟代理人弁護士 藤原正廣

兵庫県川西市

控訴人補助参加人 加茂忍

（以下「参加人加茂」という。）

兵庫県姫路市

控訴人補助参加人 岩谷英雄

（以下「参加人岩谷」という。）

同訴訟代理人弁護士 奥見半次

同 奥見司

神戸市北区

控訴人補助参加人 梶谷忠修

（以下「参加人梶谷」という。）

同訴訟代理人弁護士 石丸鐵太郎

同 森有美

同 藤原孝洋

同 中尾悦子

同 中山健太郎

同 佐藤祥徳

神戸市中央区

控訴人補助参加人

原吉三

（以下「参加人原」という。）

同訴訟代理人弁護士

奥見半次

同

奥見司

兵庫県姫路市

控訴人補助参加人

水田裕一郎

（以下「参加人水田」という。）

同訴訟代理人弁護士

安平和彦

同

加藤恵一

同

加藤伸一

同

安田孝弘

同

中川憲一

東京都港区

控訴人補助参加人

三戸政和

（以下「参加人三戸」という。）

同訴訟代理人弁護士

荒川雄二郎

兵庫県たつの市

控訴人補助参加人

栗原涼

（以下「参加人栗原」という。）

同訴訟代理人弁護士

森川正章

兵庫県西宮市

被控訴人兼附帯控訴人（以下「被控訴人」という。）

兵庫県西宮市

被控訴人

兵庫県尼崎市

被控訴人

上記3名訴訟代理人弁護士 古 殿 宣 敬
同 太 田 悠 記
以上

これは正本である。

平成30年3月22日

大阪高等裁判所第1民事部

裁判所書記官 福島正

